

# 那覇市保健所長寿命化計画策定業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

那覇市保健所長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

## 1 業務概要

(1) 件名 那覇市保健所長寿命化計画策定業務について

(2) 業務の目的

本業務は、那覇市ファシリティマネジメント推進方針、ファシリティマネジメント行動計画及び那覇市個別施設計画策定基本方針を上位計画とし、国のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議策定）における「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」として、那覇市保健所について、長寿命化の観点から、中長期的な財政負担の低減及び平準化を図り、今後の施設の維持管理・更新等を着実に推進するために「那覇市保健所長寿命化計画」を策定するものである。また、那覇市保健所に必要な機能や性能、利便性向上の観点から、今後の改修の考え方や、改修時期等の検討を行う。

(3) 業務内容及び履行方法

別紙「那覇市保健所長寿命化計画策定業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおり

(4) 履行期間 契約の翌日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

## 2 見積上限額 5,500,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※見積上限額は、業務履行期間に係る総額として提示する上限額であり、契約金額ではない。

※募集に要する経費は含まない。

※見積上限額を超える企画提案は受け付けない。

## 3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

## 4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 本市内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。

(2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。

(3) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する令和 7・8 年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で「建築関連建設コンサルタント」の業種に登録がある者であること。

(4) プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、那覇市建

設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者であること。
- (8) 地方税（市町村税、固定資産税、軽自動車税等）並びに国税（消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。また、本市外に本社を置く法人の場合、本社所在市町村の市町村税を滞納していないこと。
- (9) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (10) 過去 10 年間に於いて、本業務と同種及び同程度以上と認められる業務の履行実績があること。また、本業務を受託した場合には、業務開始時点において、企画提案書により提案された同種及び同程度以上の業務実績がある有資格者の技術者を配置するとともに、提案された業務実施体制により本業務を履行できること。

なお、同種の業務とは、公用・公共施設の長寿命化計画（個別施設計画）、基本計画、基本設計の策定業務とする。

## 5 スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは、次表のとおり予定している。

| 実施内容                         | 実施期間又は期日                                                 |
|------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 募集要領等公告                      | 令和 7 年 7 月 9 日（水）※市ホームページに掲載                             |
| 質問期限                         | 令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時まで                               |
| 質問回答                         | 令和 7 年 7 月 31 日（木）※市ホームページに掲載                            |
| 参加表明書等の提出期限                  | 令和 7 年 8 月 6 日（水）                                        |
| 参加資格審査結果通知及び<br>企画提案書等提出依頼   | 令和 7 年 8 月 7 日（木）                                        |
| 企画提案書の提出期限                   | 令和 7 年 8 月 21 日（木）                                       |
| 企画提案プレゼンテーション<br>（ヒアリングなど含む） | 令和 7 年 8 月 28 日（木）、8 月 29 日（金）いずれか<br>（企画提案書等提出依頼と併せて通知） |
| 企画提案書審査結果の通知                 | 令和 7 年 9 月 1 日（月）※市ホームページに掲載                             |
| 契約締結日（予定）                    | 令和 7 年 9 月 2 日（火）                                        |
| 業務の履行期間                      | 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで                            |

## 6 質問受付及び回答

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。

提出期限：令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時まで

提出書類：質問書（様式 6）

提出場所：那覇市保健所 保健総務課

提出方法：件名を「那覇市保健所長寿命化計画プロポーザルの質問について」とし、「17 問い合わせ先」に電子メールにて提出すること。

※電子メールを送信した場合は、所管課へ電話連絡し、着信したことを確認すること。

回答方法：質問に対する回答については、令和 7 年 7 月 31 日（木）までに、質問回答書（様式 6-2）にて、市ホームページに掲載等により回答するものとする。

※質問を行った事業者名は公表しない。また、意見表明と解されるものについては回答しない場合がある。

## 7 参加申込み方法、期限等

### (1) 参加表明書等の提出

参加希望者は、(2)に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件を満たしていないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

### (2) 提出書類

次に掲げる参加表明書等を 1 部提出（次の順に綴じ、ホチキス留めとする）。提出書類の押印箇所には、代表者印を押印すること。

ア 参加表明書（様式 1）

イ 共同企業体協定書（参考様式） ※該当する場合のみ

ウ 法人概要書（様式 2） ※協力連携事業者についても提出

エ 同種業務の実績（様式 3）

オ 業務実施体制表（様式 4）

カ 各技術者の経歴等（様式 5） ※様式に定める添付書類も併せて提出

キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）写し可 ※協力連携事業者についても提出

ク 財務諸表（最新決算年度の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）

ケ 次の(ア)及び(イ)の書類も提出すること。 ※協力連携事業者についても提出。

(ア) 市町村税等（市町村税、固定資産税、軽自動車税等）の納税証明書（滞納のない証明書）写し可 ※滞納のない証明書の発行を行っていない地方公共団体の場合は、直近 2 年分の市町村税等の納税証明書

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納のない証明書）写し可

### (3) 提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 5 時

提出場所：那覇市保健所 保健総務課

提出方法：持参又は郵送（電子メール又は FAX によるものは受け付けない。）

※持参による場合は、平日の午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時の間の受付とする。

## 8 企画提案書等の提出、期限等

企画提案書等提出届（様式 7）とともに、次のとおり企画提案書等を作成し提出すること。

(1) 企画提案書等の作成

ア 企画提案書（様式 8）

企画提案書は 1 者 1 提案とし、仕様書の「第 6 業務内容」に基づき、計画策定概要についての提案を分かりやすく、見やすく記載するとともに、業務目的に鑑み、提案者の専門性等を活かした企画提案に努めること。名称は「那覇市保健所長寿命化計画策定業務に係る企画提案書」とする。企画提案書の形式は、日本工業規格 A4 判（様式自由）、片面印刷、単色・カラーは自由、文字の大きさは 12 ポイントを基本とするが、図表等をはじめ表現上必要な場合等はその他のポイントの使用も可、10 ページ以内、ページ番号を付すこととする。

イ 業務に係る見積書及び見積内訳書（消費税及び地方消費税含む。）

見積書及び見積内訳書は日本工業規格 A4 判（様式自由）で片面印刷とし、上記アのページ数には含めない。見積上限額以内で、参加希望者の業務提案等も含めた積算とし、積算内訳（数量含む。）が分かるよう作成すること。

ウ 留意事項

- (ア) 上記ア及びイの書類には、会社名を推測できる記載や表現、ロゴ等を入れないこと。これらが入っている場合、企画提案書は無効となるので、十分に注意すること。
- (イ) 提出期限後の企画提案内容等の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）及び資料の追加は認めない。プレゼンテーション及び質疑応答においても同様とし、追加資料の提出及び提示も認めない。
- (ウ) 企画提案等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (エ) 提出された書類は返還せず、本市の所有物とする。

(2) 提出部数

企画提案書等 10 部提出（正本 1 部、副本 9 部）

(3) 提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 5 時必着（ただし、土、日、祝日を除く。）

提出場所：那覇市保健所 保健総務課

提出方法：直接保健総務課窓口へ持参又は書留郵送

※持参による場合は、平日の午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時の間の受付とする。

※電子メール又は FAX によるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

## 9 審査方法（参加資格の審査、プレゼンテーション等の実施）

企画提案書等の審査方法は、那覇市保健所長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び審査委員会事務局において、次のとおり第 1 次審査及び第 2 次審査によるものとする。

(1) 第 1 次審査（参加資格の審査及び書類選考）

参加希望者から期限内に提出された参加表明書等により、審査委員会事務局にて参加資格の審査を行い、参加資格要件を満たす者を第 2 次審査対象とする。ただし、参加資格要件を満たす者が 5 者以上の場合は、審査委員会事務局にて、配置予定技術者の資格及び経験等の評価による書類選考を行い、上位 5 者を第 2 次審査対象として選定する。

第1次審査の結果については、審査後速やかに個別に通知する。

ア 提出者に参加資格があると認めたとき

参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書（様式9）により、参加資格要件を満たしていることを通知し、及び企画提案書等の提出を依頼する。

イ 提出者に参加資格がないと認めたとき

参加資格審査結果通知書（様式10）により、参加資格要件を満たしていないため本プロポーザルへの参加は認められない旨を通知する。

## (2) 第2次審査（企画提案書及びプレゼンテーション等による審査）

第1次審査の結果第2次審査対象となった者から企画提案書の提出を受けた後、審査委員会においてプレゼンテーション等による審査を実施し、審査当日に、出席委員による企画提案書の評価を行う。

ア 実施日時及び場所

実施日：令和7年8月28日（木）、8月29日（金）いずれかを予定

※時間や場所などの詳細については、企画提案書等提出依頼と併せて通知する。

イ 実施方法

(ア) 1 提案者ずつの呼び込み方式とし、1 提案者の持ち時間は、提案説明 15 分程度、質疑応答 10～15 分程度の計 30 分程度とする。

(イ) 欠席した場合は、企画提案書の審査及び評価並びに優先交渉権者等の選定から除外する。

(ウ) 提案説明は、提出済みの企画提案書の他、プロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント等）による説明も可能とするが、企画提案書に無い追加資料は認めない。

(エ) プロジェクター及びスクリーンについては事務局で用意するが、ノートパソコン等を使用する場合は、提案者が用意すること。また、ノートパソコン等は HDMI 端子にて外部出力ができるものとする。

(オ) 審査は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じない。

## 10 審査項目及び審査基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙「那覇市保健所長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザル審査要領」で示す評価基準表に基づき審査及び評価を行う。

| 審査項目            |               | 審査の視点                             | 配点<br>(70 点) |
|-----------------|---------------|-----------------------------------|--------------|
| 会社の業務実績及び業務実施体制 | 会社の業務実績       | ・過去 10 年以内の同種及び同程度以上の業務の実績数について評価 | 15 点         |
|                 | 業務実施体制の評価     | ・業務実施体制（従事予定者数）及び従事予定者の保有資格について評価 |              |
|                 | 主任技術者の評価      | ・配置予定の主任技術者の資格及び業務実績について評価        |              |
| 企画提案内容          | 企画提案書の的確性・妥当性 | ・仕様書に示された業務内容に対する取組や考え方について評価     | 40 点         |

|                  |           |                                                 |      |
|------------------|-----------|-------------------------------------------------|------|
|                  | 企画提案書の実現性 | ・業務に対する具体的な方向性や実現性について評価                        |      |
| 業務遂行に対する考え方(創造性) |           | ・業務遂行に対する考え方、姿勢、那覇市保健所の長寿命化に対する業務提案やアピール等について評価 | 10 点 |
| 見積内訳書            |           | ・業務費用について評価                                     | 5 点  |

## 11 優先交渉権者等の選定

優先交渉権者及び次点以降の交渉権者の選定にあたっては、各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつけ、順位を第 1 位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とする「順位集計方式」を採用し、次のとおりとする。なお、委員の欠席により、全部又は一部に関わらず全提案者の評価が行えなかった場合は、公平性の観点から、欠席した委員の評価は加味しない。

- (1) 各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。
- (2) 順位を第 1 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定する。
- (3) (2)において、順位を第 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第 2 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- (4) (3)において、順位を第 2 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第 1 位とした委員の当該提案者に係る評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (5) (1)～(4)の方法によっても優先交渉権者が定まらない場合は、各委員の審査及び合意により選定するものとする。
- (6) (1)～(5)にかかわらず、委員全員の評価点の合計点が満点の 6 割に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除く。
- (7) 次点者以降の選定については、交渉権者としての順位が確定した者を除き、残る提案者を合計点が高い順に順位をつけ直した上で、(2)～(4)及び(6)の規定を準用する。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をほかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

## 13 審査結果の通知・公表

- (1) 第 1 次審査の結果（第 1 次審査を行わない場合は第 2 次審査の日程）は、令和 7 年 8 月 27 日（水）までに、参加資格要件を満たすすべての提案者に通知する。
- (2) 第 2 次審査の結果は、優先交渉権者等の選定後、速やかに第 2 次審査を行った提案

者へ審査結果通知書（様式 11）により通知する。

- (3) 優先交渉権者等の選定後、速やかに優先交渉権者名及び次点者名を市ホームページ等にて公表する。

## 14 契約締結に向けての協議

- (1) 企画提案の確定について

ア 契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

イ 協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加等を行ったうえで、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行うものとする。

- (2) 協議の成立

ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結に向けて手続きを進めるものとする。

イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者から順次、協議を開始するものとする。

ウ 契約締結に向けた協議が成立した者を以下「受託候補者」という。

- (3) 見積書の徴取について

ア 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取するものとする。

イ 見積り金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合は、この限りではない。

## 15 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結方法

受託候補者との協議を行った後、当該業務の仕様書を作成し、予定価格を設定する。作成した仕様書に基づき受託候補者から見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。契約書については、原則として本市が用意したものを使用するものとする。

- (2) 再委託の禁止

本業務の全部又は一部について、再委託は原則認めない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りでない。

## 16 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

- (2) 提案書に関連する事項について、後日ヒアリングを行うことがある。

- (3) 参加表明、企画提案等に要する費用など、本提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

- (4) 提出された書類は、返還せず、本市の所有物とする。なお、提出した者に無断で当該プロポーザル以外の用に使用しない。

- (5) 提出された提案書等の公開については、那覇市情報公開条例に基づき判断するものとする。
- (6) 審査委員会における審査内容の公開については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

## 17 問い合わせ先

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所1階

那覇市保健所 保健総務課 保健総務グループ

電話：098-853-7964（内6001）

FAX：098-853-7965

E-mail：[K-SOU001@city.naha.lg.jp](mailto:K-SOU001@city.naha.lg.jp)

担当：渡久地、牧野